

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和六年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査 機関の 名称	変更のあった農産物検査員	
	変更内容	氏名
	抹消	沖本 健司
アクト中食 株式会社	玄米	農産物検査を行う 農産物の種類
	令和六年一月 三一日	変更 年月 日